

## 検討会において議論すべき個別の論点

### 1 支援体制の構築に関する論点

#### (1) 犯罪被害者等支援において各機関・団体が果たすべき役割

- ① 犯罪被害者等支援において、都道府県、市区町村、警察、民間支援団体に求められる役割は何か。

※ それぞれの機関ごとに検討する必要があるのではないか。

#### (2) ワンストップサービスの実現について

ア 多機関ワンストップサービス（複数の異なる機関で構成されるワンストップサービス）の在り方

##### (ア) 仕組み

- ① 「ワンストップサービス」をどのように捉えるか。

- ② 都道府県、市区町村、警察、民間支援団体のほか、多機関ワンストップサービスに参加が望まれる機関はあるか。

- ③ 都道府県レベル、市区町村レベルでそれぞれ別に構築することが望ましいか。それとも、都道府県レベル、市区町村レベルを一体にして構築することが望ましいか。犯罪被害者等の利用しやすさという観点からするとどうか。

- ④ 「3機関ワンストップ対応型」、「コーディネーター調整型」、「支援調整会議型」をはじめとして、どのような体制が望ましいか（議論の前提として、資料7「支援体制モデル図」参照）。これらの体制について、どのようなメリット、デメリットが考えられるか。

※ 地方公共団体の規模等を踏まえて検討する必要があるのではないか。

※ 「支援調整会議型」のように会議体を設ける場合、犯罪被害者等自身にも参加していただく必要はあるか。

- ⑤ どの範囲の犯罪被害者等について、多機関ワンストップサービスの体制によって対応することとするか。

##### (イ) 情報共有

- ① どのように犯罪被害者等に係る情報を効果的に共有するか。犯罪被害者等から同意を得る方法のほかに、考えられる方法はあるか。犯罪被害者等から同意が得られない場合、犯罪被害者等の同意を得るいとまがない場合等に、どのように情報を共有するか。

- ② 犯罪被害者等に係る情報の取扱いについて、機関間で協定等を締結する必要があるか。

##### (ウ) 多機関ワンストップサービスの窓口

- ① 多機関ワンストップサービスにおいて、既存の「総合的対応窓口」をどの

ように位置づけることが望ましいか。

② 「総合的対応窓口」について、どの機関・部署に置くことが望ましいか。

(イ) コーディネーター

① コーディネーターに求められる役割は何か。また、コーディネーターはどのような知識・資格を持っていることが望ましいか。

② コーディネーターはどの機関・部署に配置することが望ましいか。

(オ) 専門職

① 犯罪被害者等支援において、どのような支援の場面で、どのような専門職を活用すべきか。

② どのような専門職をどの機関・部署に配置することが望ましいか。

(カ) 基盤整備

① 犯罪被害者等支援のノウハウを有するコーディネーター、専門職、行政職員をどのように確保・育成していくか。

② 複数の都道府県にまたがって支援を行う必要がある場合や中長期にわたって支援を行う必要がある場合、どのように多機関ワンストップサービスを構築するか。

イ 機関内ワンストップサービス（ある機関内における複数の部署で構成されるワンストップサービス）の在り方

(7) 仕組み

① どの部署が参加することが望ましいか。

※ 特に、福祉部門との連携という観点から都道府県、市区町村について検討する必要があるのではないか。

② 平時、事案発生時のそれぞれにおいて、どのような仕組みを構築することが望ましいか。

(イ) 情報共有

① どのように関係所属で情報共有を図るか。

(ウ) コーディネーター・専門職

① コーディネーターに求められる役割は何か。また、コーディネーターは、どの所属に配置することが望ましいか。

② 専門職に求められる役割は何か。また、専門職は、どの所属に配置することが望ましいか。

(3) 犯罪被害者等支援におけるDX活用方策

① 犯罪被害者等が支援サービスに容易にアクセスする方法として、どのようなDX活用方策が考えられるか。

※ これまでの議論において、犯罪被害者等が利用できるサービスを一覧にした

ポータルサイトの設置、チャットボットの活用等の案が出されている。

② 支援する側が活用できるDX方策として、どのようなものが考えられるか。

※ これまでの議論において、多機関ワンストップサービスにおける情報共有システム、支援のノウハウを蓄積・検索できるウェブ掲示板の設置等の案が出されている。

③ 犯罪被害者等支援においてDXを活用する場合、どのような点に留意すべきか。

## 2 支援内容に関する論点

① 都道府県レベル、市区町村レベルにおいて、犯罪被害者等に特化した支援のメニューとして、どのようなものを備えておくべきか（議論の前提として、資料8「支援メニューリスト」参照）。

② それぞれの支援メニューの実施主体、優先順位をどのように考えるか。

③ それぞれの支援メニューについて、どの範囲の方を支援の対象とすることが望ましいか。

## 3 上記1及び2の検討結果を実現する方策

① 都道府県、市区町村、警察、民間支援団体がそれぞれの役割を明確に認識し、その役割を果たすようにするためにはどうすれば良いか。

② 上記1及び2において検討した施策について、どのようにすべての都道府県、市区町村等に効果的に浸透させていくか。

③ 施策を浸透させるに当たり、国から、どの機関・団体に対し、どのような人的支援を行うことが考えられるか。

④ 施策を浸透させるに当たり、国から、どの機関・団体に対し、どのような財政的支援を行うことが考えられるか。また、その支援の財源をどのように手当てするか。